



エコテックス規格 100 で使用制限されている 抗菌／難燃加工製品の取扱い

抗菌加工剤や難燃加工剤は様々な成分が含まれており、その有害物質の特定が難しいため、以前よりエコテックス規格 100 では使用を制限してきました。難燃加工剤については、消防法の観点からカーテン等インテリア製品の製品分類 IV に限って使用可能でしたが、REACH 規制等が厳しくなる流れもあり、2015 年より、エコテックスで認可されたもの以外の使用は全面禁止となっています。



このような安全性に対する厳密な配慮があるものの、一部の加工剤については市場からの要求もあり、国際事務局（スイス）において安全性が明確に証明されれば【エコテックス認可製品】として使用が認められます。具体的には、経口毒性、皮膚感作性、変異原性等の安全性について膨大な裏付けデータを国際事務局に提出して認可申請し、複数の毒物学者によるチェック等などを経て、ようやく安全性が認められたものだけが登録されています。

前述のような厳しい審査を受け、このたび難燃特性をもつファイバーとして、日本で初めて株式会社カネカの「Kanecaron Protex-Q」が認可製品として登録されましたので、ここにご報告いたします。

※1 認可製品の種類

- ・抗菌性…抗菌特性をもつファイバー、抗菌加工剤
 - ・難燃性…難燃特性をもつファイバー、難燃ポリマー前駆体、難燃加工剤
- なお、認可製品については製品分類 I ~IV で使用可能です。



※2 認可製品リスト及びその申請方法等の概要

詳細につきましては、[こちら](#)（エコテックス共同体 HP）からご確認ください。

★いろはでエコテックス★

エコテックスについて学べる特設サイト。
スライドムービーや繊維に関するレポートを通して、
繊維製品の安心・安全について1から知ることができます
（左の画像をクリックするとサイトへ移動します）



<http://www.irohade-oekotex.jp/>

過去のエコテックス通信は [こちら](#) から

